

# 警察大学校剣道場床メンテナンス仕様書

## 1 契約件名

剣道場床メンテナンス

## 2 目的及び概要

警察大学校術科棟2階剣道場における安全清潔な環境での教養を維持するため、下記に示す箇所のメンテナンスを本仕様書に基づき実施すること。

## 3 作業箇所及び数量

術科棟2階 剣道場床 855 m<sup>2</sup>

※実施場所の位置及び面積等については、別紙図面のとおり

## 4 メンテナンス期間 平成30年12月22日（土）から平成31年1月4日（金）

ただし、12月31日（月）、1月1日（火）を除く。

## 5 履行期限 平成31年1月4日

## 6 一般的事項

- (1) この仕様書の適用範囲は、警察大学校術科棟2階剣道場床の塗装を施す作業とする。
- (2) この仕様書は、作業の大要を示すものであるから作業の性質上当然実施しなければならないものはもちろん、記載のない事項であっても、自然付帯作業、又は警察大学校係官（以下「当校係官」という。）が特に指示した事項は、契約金額の範囲内で実施するものとする。
- (3) 作業を行うに当たっては、良好な環境衛生の維持と保全に努め、誠意と責任を持って遂行すること。また、法令を遵守し、火災予防、危険防止等安全管理に万全を期すこと。
- (4) 塗装作業に用いる材料は、所定のものであること。
- (5) 塗装の仕上がり面は、所要の状態であること。
- (6) 塗膜は、耐久性、耐火性等に対する有害な欠陥がないこと。
- (7) 塗料は、使用直前によくかき混ぜ、必要に応じて、こしわけを行うこと。
- (8) 塗装面、その周辺、床等に汚損、損傷を与えないように注意し、必要に応じ

て、あらかじめ塗装箇所周辺に適切な養生を行うこと。

- (9) 塗装を行う場所は、換気に注意して、溶剤による中毒を起こさないようにすること。
- (10) 火気に注意し、爆発、火災等の事故を起こさないようにすること。また、塗料をふき取った布、塗料の付着した布片等で、自然発火を起こすおそれのあるものは、作業終了後速やかに処理すること。
- (11) 仕上り面の状態は、むら、しわ、へこみ、はじき、つぶ等がないこと。
- (12) 木部の素地ごしらは、A種とする。
- (13) 水及び電気の使用は、必要最小限とすること。

## 7 作業員の構成等

- (1) 請負業者は、業務遂行のため適正な作業員を配置し、本仕様書に定める業務を確実に実施すること。
- (2) 作業員には、当該業務についての作業を十分に遂行できる能力、判断ができる技術力を有し、当校係官の指示が理解できる者を配置すること。

## 8 作業内容

- (1) 床の表面を床専用掃除機で汚れを落として清掃し、剣道場用オイル※がよく染み込むように下地を研磨する。
- (2) 剣道場床オイル※を2回塗布する。
- (3) 観覧席・正面棚の清掃をする。
- (4) 床割れ補修やパテ埋め等の必要がある箇所について処置する。

### ※剣道場用オイルについて

ミネラルスピリット不使用のもの自然塗料オイルステイン（NOS）で表面に造膜しないもの、かつ化学的特性が一般公開されていて剣道場床に使用実績がある塗料とする。

## 9 作業報告

作業終了後、速やかに当校係官に作業完了の報告をし、検査確認を受けること。

なお、当校係官による検査確認の結果、不合格な箇所等については、指示に従い直ちに手直しを行い、再度検査確認を受け、作業を完了させること。

10 その他

- (1) 業務作業員に必要とされる物品等については、請負業者が用意するものとする。
- (2) 業務区域以外の場所に立ち入ってはならない。業務上やむを得ない場合は当校係官に同意を求め、その立会の下立ち入ること。
- (3) その他詳細については、当校係官の指示に従うこと。